

○新冠町広告掲載事務取扱要領

(平成25年10月1日訓令第8号)

(目的)

第1条 この要領は、新冠町広告掲載要綱（以下「要綱」という。）（平成25年告示第号）第4条第3項、第5条及び第6条の規定に基づき定めるほか、広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 新冠町が所管する町有資産のうち、広告媒体として活用可能なものについては、広告の掲載に努めるものとする。

(広告媒体ごとの基準)

第3条 要綱第4条に定める広告の範囲のほか、広告内容及びデザイン等に関する個別の基準が必要な場合は、別途基準を定めるものとする。

(広告の規格、掲載位置)

第4条 広告の規格、掲載位置については、広告を掲載する広告媒体の内容・性質、形態及び美観等を考慮して、広告媒体毎に募集の際定めるものとする。

(広告募集方法の決定)

第5条 広告を表示できる者（以下「広告主等」という。）は、広告主又は広告代理店とし、広告媒体の種類により次の各号のいずれかの方法により募集する。ただし他に方法がある場合はこの限りでない。

- (1) 広告代理店を通して広告主等を募集する方法
- (2) 広告主等を公募により直接募集する方法

(広告の予定価格)

第6条 広告掲載料の予定価格は、広報媒体ごとに市場価格等を勘案し、最低価格又は定額を事前に定めるものとする。

(募集方法)

第7条 第5条による募集は、公募により行う。ただし競争入札の方法により行う場合はこの限りでない。

- 2 前項の公募は、新冠町ホームページに募集要項を掲載すること等により行うものとする。
- 3 前項の募集要項には広告媒体の名称及び内容、規格、掲載位置、数量、広告掲載期間、募集期間、応募方法、広告掲載基準その他必要な事項を記載する。
- 4 次に掲げる事項に該当するときは、特定の広告主等との随意契約により決定することができる。

- (1) 第2項の公募を行ったにも関わらず広告主等が決定しない場合

(2) 急施を要し公募する期間を確保できない場合

(3) その他町長が必要と認める場合

5 第1項の規定により競争入札の方法により行う場合は、第8条から第11条の規定は適用しない。

(広告主等の申込)

第8条 前条の規定により広告を掲載しようとする広告主等は、広告掲載申込書(第1号様式)に広告の原稿案を添付して町長に提出しなければならない。ただし第5条第1号の広告代理店を通して広告主を募集する場合は、広告の原稿案を省略することができる。

(広告掲載の可否の審査及び決定)

第9条 前条の広告掲載申込書を受理したときは、町長は募集期間終了後、速やかに要綱及びこの要領の定めに基づき掲載の可否を決定する。

2 前項の適正な申込者が複数あるときは、次の順位により決定するものとする。

(1) 地方公共団体、公社、公団、公益法人及びそれに類するもの

(2) 公共的性格のある私企業等であつて、町内に事業所等を有するもの

(3) 前号に規定するもの以外の私企業又は自営業で町内に事業所等を有するもの

(4) その他私企業又は自営業等

3 予定価格が定額の場合にあつては、前項の規定によつても申込者が複数あるときは、抽選により決定するものとする。

4 予定価格が最低価格の場合にあつては、見積金額が第2項の規定に優先し、第1項の規定によつても申込者が複数あるときは、町が定める予定価格以上の最高の見積金額を提出した者に決定するものとする。さらに、最高の見積金額が複数あるときは、抽選により決定する。

5 第3項及び第4項の抽選は、原則として公開の方法により行うものとする。

6 町長は、広告の掲載の可否の決定を行った場合は、その結果を広告掲載決定・非掲載決定通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

(広告掲載内容の承諾等)

第10条 前条第6項の広告掲載決定の通知を受けた広告主等は、掲載内容及び条件等を記載した承諾書(第3号様式)を町長に提出しなければならない。ただし契約書を締結する場合はこの限りでない。

(広告掲載料)

第11条 広告主等は、前条の契約又は承諾後、広告掲載料を町長の指定する期日までに、町の発行する納入通知書により支払うものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告主等は、広告原稿を町長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2 広告原稿は、広告主等の責任及び負担で作成するものとする。

3 広告原稿には、広告である旨を明記することとする。

(広告内容等の修正)

第13条 町長は、広告の内容、デザイン等が各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあると判断したときは、いつでも、広告主等に対して広告の内容等の修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第14条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主等への催告その他何らかの手続きを要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告の提出がないとき。
- (3) 第13条の規定により広告内容の修正を広告主等が行わないとき。
- (4) 広告内容等が、各種法令、要綱又はこの要領等に違反している、あるいはそのおそれがあるときで、第13条の規定によっても解消できないとき。
- (5) その他広告掲載が適切でない町長が判断したとき。

2 町長は、前項の規定により広告を取り消したときは、広告主等に対し、その賠償の責めを負わない。また納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第15条 広告主等は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、広告主等は書面により町長に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載料の還付)

第16条 広告主等の責に帰さない理由により広告の掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料の全部又は一部を当該広告主等に返還する。

- 2 広告掲載料に月額を定める場合の前項の規定により返還する申告掲載料は、掲載を取り消した月以降の納付済月額との総額とする。
- 3 第1項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主等の責務)

第17条 広告主等は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主等は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと、及び広告の内容等に関わる財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、町長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決することとする。

(広告代理店の広告主の選定基準)

第18条 広告代理店を通して広告主を募集した場合について、広告代理店が広告主を選定する基準は、要綱及びこの要領の定めのほか、順位については第9条第2項によるものとする。

2 広告代理店は、掲載しようとする広告について、あらかじめ町と協議の上、選定するものとする。

(事務の取扱い)

第19条 この要領に定める事務は広告媒体を所管する課において処理する。

2 第3条及び第9条に掲げる事項については、総務企画課長に回議することとする。

(疑義等の決定)

第20条 この要領に疑義があるときは、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、広告に関し必要な事項は別に定める。

(適用除外)

第22条 要綱第2条第1号イに掲げる広告媒体に係る広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第8条関係)

広 告 掲 載 申 込 書

平成 年 月 日

新冠町長 小竹 國昭 様

申込者 住 所
名 称
代表者氏名
電 話 番 号

新冠町広告掲載事務取扱要領第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

申請する広告内容	名称 規格等
広告媒体 (該当するものを ○で囲んで下さい。 () 内には、具 体的な媒体を記入願 います。)	・町広報誌 (広報にいかっふ) ・町WEBページ (新冠町ホームページ) ・その他 ()
掲 載 希 望 期 間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
備 考	・添付書類 広告の原稿 町税納税状況確認承諾書

町税納税状況確認承諾書

平成 年 月 日

新冠町長 様

(申込者)

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

㊞

新冠町広告掲載事務取扱要領第8条の規定に基づく広告掲載の申請に際し、納税証明書^①の提出を省略したく、新冠町税の滞納に対する制限措置に関する条例第6条第2項に規定する者に係る町税納税状況を町担当職員が確認することを承諾します。

財 務 課	納 税	滞 納	誓約書
	㊞	㊞	㊟

広告（掲載・非掲載）決定通知書

平成 年 月 日

様

新冠町長 小竹 國 昭

平成 年 月 日付けで申込みのあった広告掲載について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

決定区分	<input type="checkbox"/> 掲載する <input type="checkbox"/> 掲載しない（理由）
広告掲載場所	
広告の内容	名称 規格 掲載予定日
広告掲載料	円（ 円× 月） 納付期限 平成 年 月 日までに同封の納入通知書により、町指定金融機関等でお支払い下さい。
原稿の提出	提出方法 提出期限 提出先
その他	広告掲載の内容に変更が生じた場合は、速やかに届け出てください。

広告掲載承諾書

平成 年 月 日

新冠町長 小竹 國昭 様

(申込者)
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職・氏名

印

新冠町広告掲載事務取扱要領第10条の規定に基づき、下記に記載した事項に同意の上承諾書を提出します。

記

1. 掲載料を町長の指定する期日までに、町の発行する納入通知書により支払いいたします。
2. 広告の内容等に関し、法令等に違反する事項は一切ありません。
3. 新冠町広告掲載要綱及び新冠町広告掲載事務取扱要領に定める条項を遵守します。
4. 新冠町広告掲載事務取扱要領第14条各号のいずれかに該当することとなったときは、広告掲載を取り消されても異議はありません。
5. 広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負います。
6. 広告掲載について疑義が生じた場合は、双方協議の上定めるものとします。

1. 媒体名称	
2. 広告掲載面	
3. 広告掲載期間	平成 年 月 日から平成 年 月 日まで(か月間)
4. 広告掲載料	金 円(消費税及び地方消費税を含む)

注) この書式は例示であり、広告媒体の内容・性質等に応じ、必要な事項を追加し、又は削除して使用願います。